



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
生活保護法による介護機関の指定(七七八・福祉政策課)	1
生活保護法による指定介護機関の変更(七七九・福祉政策課)	2
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(七八〇・福祉政策課)	3
平成十五年度改良普及員資格試験の合格者(七八一・農畜産振興課)	3
大規模小売店舗の新設に關し述べた意見(七八二・商工業振興課)	4
道路の供用開始(七八三・道路環境課)	4
道路区域の変更(七八四・道路環境課)	4
道路区域の変更及び供用開始(七八五・道路環境課)	5
道路の供用開始(七八六・道路環境課)	5
証紙売りさばき人の指定(七八七・七九〇・会計課)	5

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
大湯り八ピリ温泉病院指定 訪問介護事業所	医療法人楽山会 理事 長	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱十六番地二	訪問介護	平成十五年八月十五日
医療法人せいとく会介護老人 保健施設ゆーとぴあ神室	医療法人せいとく会 理事長	雄勝郡雄勝町小野字東堺七十六番地一	介護老人保健施設	平成十五年九月一日
グループホームバンドー北 欧の里	バンドーケアポート株 式会社 代表取締役社 長	北秋田郡合川町下杉字上清水沢十五番地一	痴呆対応型共同生活介 護	平成十五年八月十五日

## 告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....6
- 土地改良区の換地処分届出(北秋田地域振興局農林部).....6
- 県管土地改良事業の換地計画の決定(北秋田地域振興局農林部).....7
- 土地改良区の役員退任及び就任届出(山本地域振興局農林部).....7
- 土地改良区の役員退任及び就任届出(秋田地域振興局農林部).....7
- 土地改良区の役員退任及び就任届出(仙北地域振興局農林部).....7
- 秋田県公共事業執行管理システム開発業務についての企画提案書の提出(建設  
管理課).....7
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....9
- 特定調達契約に係る落札者の決定(管財課).....10
- 選挙管理委員会告示.....10
- 選挙権を有する者の総数の五分の一の数及び三分の一の数(一一三).....11
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一一四).....11

秋田県告示第七百七十八号  
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条  
の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

グループホーム野崎	医療法人清流会 岩見 長 三内クリニツク 理事	河辺郡河辺町三内字野崎三十五番地四	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年九月一日
ケアステーションこころ	有限会社ヨコテケアステーション 取締役	横手市鍛冶町三番三十一号	居宅介護支援事業	平成十五年八月一日
湯の越温泉デイサービスセンター	湯の越の里株式会社 代表取締役	南秋田郡五城目町内川浅見内字後田百二十五番地五	通所介護	平成十五年九月一日
グループホーム湯の越の家	湯の越の里株式会社 代表取締役	南秋田郡五城目町内川浅見内字後田百二十五番地五	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年九月一日
グループホームしゃくやく	株式会社アキタニツト 代表取締役	雄勝郡雄勝町小野字諏訪二十三番地六	痴呆対応型共同生活介護	平成十五年九月一日
塚本薬局居宅介護支援事業所	株式会社ツカモト 代表取締役	能代市富町十番一号	居宅介護支援事業	平成十四年四月一日

秋田県告示第七百七十九号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項(名称・所在地)		変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後	
よる津や	有限会社よる津や 取締役社長	本荘市東町六十二番地	本荘市東町六十二番地	本荘市出戸町字東梵天九十七番地二	平成十五年九月一日
森吉町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	有限会社よる津や 取締役社長	本荘市東町六十二番地	よる津や	みらい工房	平成十五年九月一日

JA秋田ふるさと介護支援センター	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長	横手市梅ノ木後百七十番地	横手市梅ノ木後百七十番地	横手市三枚橋一丁目六番二十二号	平成十三年六月二十九日
地域型在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人森吉町社会福祉協議会 会長	北秋田郡森吉町阿仁前田字下前田家の前六十二番地一	地域型在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	森吉町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	平成十五年四月一日
森吉町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	社会福祉法人森吉町社会福祉協議会 会長	北秋田郡森吉町米内沢字御獄六十三番地	北秋田郡森吉町米内沢字御獄六十三番地	北秋田郡森吉町米内沢字の上八十五番地	平成十五年四月一日

秋田県告示第七百八十号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があったので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成十五年九月二十六日  
秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
JA秋田ふるさと介護支援センター	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長	横手市三枚橋一丁目六番二十二号	訪問介護	平成十五年七月三十一日
塚本薬局居宅介護支援事業所	合名会社塚本薬品販売部 代表社員	能代市畠町六番九号	居宅介護支援事業	平成十四年三月三十一日

秋田県告示第七百八十一号  
平成十五年九月三日及び同月四日に実施した平成十五年度改良普及員資格試験の結果次の者が合格したので、改良普及員資格試験条例施行規則（昭和五十九年秋田県規則第十六号）第五条第一項の規定に基づき、公表する。  
平成十五年九月二十六日

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名 受験番号 氏 名  
一 進 藤 大 作 四 天 野 麻 理 絵 七 伊 藤 真

秋田県知事 寺田典城  
八 小林 正 弥  
一 二 田 子 健 太 郎  
一 五 嶋 田 雅 史  
二 一 小 野 寺 恭  
三 一 佐 藤 茂 幸  
三 四 千 葉 清 高  
四 八 豊 村 智 恵 子  
五 二 河 内 紗 織  
九 丸 山 景 子  
一 三 稻 葉 進 之 助  
一 六 佐 羽 内 寛 恵  
二 八 高 橋 憲 央  
三 二 原 田 秋 世  
三 三 原 田 秋 世  
三 五 諏 佐 斗 志 恵  
五 〇 小 宅 美 和  
五 七 佐 藤 怜 太  
一 一 菅 原 茂 幸  
一 四 菅 原 博 樹  
二 〇 菅 原 千 穂 子  
三 〇 田 口 奈 穂 子  
三 三 鶴 巻 順 子  
三 六 齊 藤 裕  
五 一 生 野 み どり  
五 八 藤 田 学

六三 鈴木 究真 六五 畠山 幸子 六六 藤田 愛  
 六七 岡山 大樹 六九 齋藤 和彦 七一 落合 絵実子

秋田県告示第七百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド横手店

横手市赤坂字館ノ下八十番地一ほか

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年九月十七日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年九月二十六日から同年十月二十七日まで

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道			横手大森大内線	平鹿郡大雄村田根森字精兵村一三番一地先から字本庄道北堰間七〇番一	一六・五〇(二八・〇〇)	〇・四三〇	
			横手大森大内線	平鹿郡大雄村田根森字精兵村一三番一地先から字本庄道北堰間七〇番一	二六・〇〇(三六・〇〇)	〇・四三〇	

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年九月二十六日から同年十月九日まで

秋田県告示第七百八十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百五号	北秋田郡森吉町米内沢字長野八八番四から字鶴田中岱一九〇番地先まで	

二 供用開始の期日 平成十五年九月二十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十五年九月二十六日から同年十月九日まで

秋田県告示第七百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県告示第七百八十五号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	旧新別	路線名			
新	旧	十文字羽後鳥海線	由利郡鳥海町下笹子字一ノ坪三三番六から三五番二まで	一五・〇〇〇～二一・〇〇〇	〇・〇七〇
	新	十文字羽後鳥海線			
旧	旧	由利郡鳥海町下笹子字一ノ坪三三番六から三〇番二二まで	七・〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・一〇三	

二 供用開始の期日 平成十五年九月二十六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十五年九月二十六日から同年十月九日まで

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年九月二十六日から同年十月九日まで

秋田県告示第七百八十六号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

県道	道路の種類		区 間
	路線名	区 間	
熊堂六郷線	旧	仙北郡仙南村金沢西根字西熊堂五六番一地从先から七〇番二地先まで	仙北郡仙南村金沢西根字西熊堂八八番一地从先から字八卦五一番三まで
	新	仙北郡仙南村金沢西根字西熊堂八八番一地从先から字八卦五一番三まで	

二 供用開始の期日 平成十五年九月二十六日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

秋田県告示第七百八十七号  
 秋田県証紙条例（昭和三十九年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
秋田市八橋鮎沼町九番四十九号 黒井産業株式会社秋田支店	能代市能代町中川原二十九番十二号	平成十五年九月十九日

秋田県告示第七百八十八号  
 秋田県証紙条例（昭和三十九年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

証紙売りさばき人の住所及び氏名 秋田市八橋鯉沼町九番四十九号 黒井産業株式会社秋田支店	売りさばき場所 能代市寿域長根三十六番二十二号	指定年月日 平成十五年九月十九日
---	----------------------------	---------------------

秋田県告示第七百八十九号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

証紙売りさばき人の住所及び氏名 秋田市八橋鯉沼町九番四十九号 黒井産業株式会社秋田支店	売りさばき場所 大曲市丸子町一番一号	指定年月日 平成十五年九月十九日
---	-----------------------	---------------------

秋田県告示第七百九十号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
-----------------	---------	-------

公 告

秋田市八橋鯉沼町九番四十九号 黒井産業株式会社秋田支店	大曲市花館字萩台三百七十八番地	平成十五年九月十九日
--------------------------------	-----------------	------------

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあつた年月日  
平成十五年九月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 うるおい住宅・健康増進協会
- 三 代表者の氏名  
野 村 幸 悦
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田市土崎港中央三丁目五番四十七号ストーク港町1階有限会社K&B内
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、健康増進を希求する市民に対して、健康住宅を含むうるおいのある快適な住環境を提供しながら、これに関わる人々や地球に優しい事業を行い、更に里山(自然)を還元してリサイクルが受け継がれる社会の構築と環境を共生することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、北秋田郡比内町土地改良区から平成十五年九月三日土地改良事業(東館地区第二工区ほ場整備事業)に係る換地処分をした旨の届出があつたので、同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
 県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十  
 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(合地地区ほ場整備事業)担い手  
 育成型)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年九月二十九日から平成十五年十月二十七日まで
- 三 縦覧場所 鷹巣町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、能  
 代北部土地改良区から次のとおり役員(の)の退任及び就任の届出があつたので、同条第十  
 七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
 山本郡峰浜村小手萩字萩の城二十七番地 神馬貞幸
- 二 就任理事の住所及び氏名  
 山本郡峰浜村小手萩字上台二十七番地 神馬勤

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、男  
 鹿市脇本百川土地改良区から次のとおり役員(の)の退任及び就任の届出があつたので、同  
 条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
 男鹿市脇本百川字夏張二十三番地 佐々木 弥之助
- 二 就任理事の住所及び氏名  
 字方丈田百三番地 佐藤 弘
- 三 就任理事の住所及び氏名  
 字相ノ沢十九番地の三 武藤 照雄
- 四 就任理事の住所及び氏名  
 字相ノ沢十一番地の三 武藤 貞夫
- 五 就任理事の住所及び氏名  
 字夏張七十番地の一 佐藤 金春
- 六 就任理事の住所及び氏名  
 七十二番地の一 武藤 昭一
- 七 就任理事の住所及び氏名  
 字山崎百五十九番地の六 武藤 義見
- 八 就任理事の住所及び氏名  
 字相ノ沢二十番地 伊藤 栄悦
- 九 就任理事の住所及び氏名  
 三十二番地 板橋 治男

男鹿市脇本百川字夏張三十二番地 佐藤 一男

男鹿市脇本百川字相ノ沢十九番地の三 武藤 照雄

字方丈田百三十五番地の二 佐藤 一雄

字夏張七十二番地の一 武藤 昭一

字山崎百五十九番地の六 武藤 義見

字相ノ沢五番地の一 武藤 東吉

字夏張七十番地の一 佐藤 金春

字相ノ沢四十番地 伊藤 重輔

字夏張二十三番地 佐々木 弥之助

字矢口六番地の一 伊藤 運一

字夏張三十二番地 佐藤 一男

男鹿市脇本百川字相ノ沢五十九番地 伊藤 金雄

字夏張二十三番地の一 武藤 豊松

字矢口六番地の一 伊藤 運一

男鹿市脇本百川字相ノ沢三十二番地 板橋 治男

字夏張二十三番地の一 武藤 豊松

字矢口三百四十一番地 伊藤 勝広

男鹿市脇本百川字夏張三十二番地 佐藤 一男

男鹿市脇本百川字相ノ沢十九番地の三 武藤 照雄

字方丈田百三十五番地の二 佐藤 一雄

字夏張七十二番地の一 武藤 昭一

字山崎百五十九番地の六 武藤 義見

字相ノ沢五番地の一 武藤 東吉

字夏張七十番地の一 佐藤 金春

字相ノ沢四十番地 伊藤 重輔

字夏張二十三番地 佐々木 弥之助

字矢口六番地の一 伊藤 運一

字夏張三十二番地 佐藤 一男

男鹿市脇本百川字相ノ沢五十九番地 伊藤 金雄

字夏張二十三番地の一 武藤 豊松

字矢口六番地の一 伊藤 運一

男鹿市脇本百川字相ノ沢三十二番地 板橋 治男

字夏張二十三番地の一 武藤 豊松

字矢口三百四十一番地 伊藤 勝広

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名  
 仙北郡六郷町六郷字小婦氣百二十九番地 高橋 鉄実

二 就任理事の住所及び氏名  
 大曲市下深井字中谷地八十二の三番地 栗津 隆

秋田県公共事業執行管理システム開発業務について企画提案書の提出を求めらる  
 で、次のとおり公告する。  
 平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 企画提案書の提出を求める事項

- (一) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)の名称  
秋田県公共事業執行管理システム開発業務
- (二) 公告業務の内容  
秋田県における公共事業の入札及び契約に係る事務の効率化を図るため、公共事業執行管理システムの設計及び開発を行う。

(三) 履行場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁

(四) 履行期限

平成十七年二月二十八日(月)

二 企画提案書を提出する者に必要な資格

- (一) 二者の構成員から成る任意に結成された特定システム開発業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。
- (二) 共同企業体の構成員は、次の要件を満たしていること。

- (2)(1) 共同企業体における出資比率が十分の三以上であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- (3) 秋田県が別に発注する「秋田県公共事業執行管理システム開発におけるシステム監査委託業務」の受託者と資本又は人事に関して関連がない者であること。

- (三) 共同企業体の代表者となる構成員は、次の要件を満たしていること。
- (2)(1) 共同企業体における出資比率が他の構成員の出資比率を超えていること。
- (2) 過去に元請けとして、電子入札システム(入札公告から落札決定までの一連の手續を電子情報処理組織により行うシステムをいう。)の開発業務の実績(共同企業体の構成員として遂行した業務については、出資比率が十分の二以上の場合に限る。)を有すること。

- (四) 共同企業体の代表者以外の構成員は、過去に元請けとして、秋田県が発注した地図情報システム開発業務その他のシステム開発業務の実績を有すること。

三 公告業務に関する説明書の交付場所及び交付期間

(一) 交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (二) 秋田県建設交通部建設管理課(電話〇一八 八六〇 二四二〇) 交付期間

平成十五年九月三十日(火)から同年十月七日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 説明会の日時及び会場

五 提出資格の認定の申請

- (一) 日時  
平成十五年九月三十日(火)午後二時から午後四時まで
- (二) 場所  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁第七十三会議室

(一) 提出資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。

- (1) 提出書類の作成
- 三の公告業務に関する説明書に基づき、提出資格認定申請書を作成すること。

(2) 提出方法

三(一)に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

(3) 提出期間

平成十五年九月三十日(火)から同年十月七日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、平成十五年十月七日(火)午後五時十五分まで必着のこと。)(とする。)

なお、提出後における提出資格認定申請書の変更等は認めない。

(二) 提出資格の認定の時期

平成十五年十月中旬

(三) 提出資格の認定の結果の通知

提出資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。

(四) 提出資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

- (1) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、三の通知を受けた日から七日以内に、説明を求める旨を記載した書面を三(一)に掲げる場所に提出しなければならない。
- (2) 県は、説明を求めた者に対して、(1)の書面の提出があった日から七日以内に、書面により回答する。

六 企画提案書の提出手続

(一) 提出書類の作成

三の公告業務に関する説明書に基づき、企画提案書を作成すること。

(二) 提出方法

三(一)に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

(三) 提出期間

平成十五年十月十四日(火)から同年十一月二十五日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、平成十五年十一月二十五日(火)午後五時十五分まで必着のこと。)(



とする。

なお、提出後における企画提案書の変更等は認めない。

七 最優秀提案者の選定等

(一) 選定に關し審査する事項

企画提案書を提出した者のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。

- 1) 公告業務と同程度以上の同種又は類似の業務に係る実績
- 2) 公告業務を履行する能力
- 3) 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性
- 4) 公告業務の実施に要する経費の見積り

(二) 選定方法

提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案者を決定する。

(三) 選定の時期

平成十五年十二月下旬

(四) 選定の結果の通知

選定の結果は、書面により提案者に通知する。

(五) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

選定されなかった提案者は、その理由について説明を求めることができる。

この場合においては、別途定める日までに、説明を求めると記載した書面を、

三(一)に掲げる場所に提出しなければならない。

県は、説明を求めた提案者に対して、(1)の書面の提出があった日から十日以内

に書面により回答する。

八 その他

(一) この公告に係る手続及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 提出された企画提案書は、返却しない。

企画提案書の提出については、報酬を支払わない。

(三) 最優秀提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。

問い合わせ先

(五) 秋田県建設交通部建設管理課建設情報推進班 (電話〇一八 八六〇 二四二〇)

九 概要

Summary

1 Subject matter :

Proposals for the creation of a Public Works Information Management

system

2 Deadline for the submission of proposals :

5 : 15 p.m. 25 November, 2003

3 Contact information :

Public Works Engineering Division, Department of Public Works & Transportation, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2420

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析計 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年十一月十七日(月)

(四) 納入場所

秋田県立大学木材高度加工研究所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八) 秋田県の休日を除き、平成十五年九月二十六日(金)から同年十月六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年十月十日(金)午前十一時

五 秋田県庁地下一階管財課入札室  
入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十五年九月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 落札に係る物品の名称及び数量

秋田県警察総合情報システム用パーソナルコンピュータ 一式

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日

平成十五年九月五日

(四) 落札者の名称及び住所

(五) 東光コンピュータサービス株式会社 大館市御成町四丁目八 七十四  
落札金額

(六) 三千六百二十二万一千円

(七) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

(一) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十五年八月五日

(二) 落札に係る物品の名称及び数量  
全自動窒素炭素同位体質量分析器 一式

(三) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(四) 落札者を決定した日  
平成十五年九月八日

(五) 落札者の名称及び住所  
株式会社 十字屋 秋田市大町二丁目四 二十  
落札金額

(六) 四千二百八十五万円

(七) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

(一) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十五年七月二十二日

(二) 落札に係る物品の名称及び数量  
MPLSエッジルータ 一式

(三) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号

(四) 落札者を決定した日  
平成十五年九月八日

(五) 落札者の名称及び住所  
東日本電信電話株式会社秋田支店 秋田市中通四丁目四  
落札金額

(六) 七百八十三万円

(七) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

(一) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十五年八月八日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年九月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三一九  
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、七三五

秋選管告示第百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年九月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、三一九
能代市	一四、七四四
横手市	一〇、九二六
大館市	一八、一八五
本荘市	一一、一一二
男鹿市	八、四四二
湯沢市	九、三九五
大曲市	一〇、六六一
鹿角市鹿角郡	一一、六七四
北秋田郡	一八、〇九四

山本郡	一三、四一八
南秋田郡	一九、八八九
河辺郡	五、二二一
由利郡	二〇、九四四
仙北郡	三一、八八六
平鹿郡	一八、五九六
雄勝郡	一一、六二五

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubarara@matsubararansatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄